



平成 30 年 6 月 20 日

各 位

株 式 会 社 F R O N T E O  
代 表 取 締 役 社 長 守 本 正 宏  
東 京 都 港 区 港 南 2 - 1 2 - 2 3  
(コード番号: 2158 東証マザーズ)  
(NASDAQ ティッカーシンボル: FTEO)  
問 合 せ 先 : 執 行 役 員 管 理 本 部 長 上 杉 知 弘  
T E L 0 3 - 5 4 6 3 - 6 3 4 4

招集通知記載事項の一部訂正（追加）について

平成 30 年 6 月 15 日付で株主の皆様にご送付いたしました、当社「第 15 回定時株主総会招集ご通知」の記載内容に追加すべき事項がございましたので、謹んでお詫び申し上げるとともに、別紙に記載のとおり、追加記載のご連絡をさせていただきます。

記

1. 第 2 号議案 監査役 2 名選任の件  
候補者番号 1、須藤 邦博氏に関する注記の追加記載  
候補者番号 2、安本 隆晴氏に関する注記の追加記載
2. 追加記載内容  
新株予約権等の状況  
会社役員の状況

以 上

(別紙)

1. 第2号議案 監査役2名選任の件

追記箇所は\_\_\_\_\_線で表示しております。

候補者番号1 須藤邦博氏に関する(注)事項 第9頁

候補者番号2 安本隆晴氏に関する(注)事項 第10頁

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数 (平成30年3月31日現在)
1	須藤邦博 (昭和20年8月14日生)	昭和44年12月 日本ビクター株式会社(現株式会社JVCケンウッド)入社 平成14年7月 ビクターレジャーシステム株式会社取締役管理部長 平成17年8月 日本ビクター株式会社 定年退職 平成17年10月 ビクターレジャーシステム株式会社顧問 平成19年3月 株式会社エクシング顧問 平成19年7月 株式会社アクアキャスト入社 平成19年10月 同社取締役管理本部長 平成21年1月 同社退社 平成23年4月 当社社外監査役(現任)	2,600株

- (注)
- 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 監査役候補者須藤邦博氏は、社外監査役候補者であり、選任理由は、次のとおりであります。須藤邦博氏は、経理及び経営管理の知識が豊富であり、長年の経験と幅広い見識を当社監査業務に反映していただくことを期待し、選任をお願いするものであります。
  - 須藤邦博氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての就任期間は本総会終結の時をもって7年2ヶ月となります。
  - 当社は須藤邦博氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。社外監査役の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
  - 須藤邦博氏と当社との間には、取引がなく、一般株主と同氏との間で利益相反となるおそれはないと判断しております。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数 (平成30年3月31日現在)
2	やすもと たかはる 安本隆晴 (昭和29年3月10日生)	昭和53年11月 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 昭和57年8月 公認会計士登録 平成4年4月 安本公認会計士事務所所長(現任) 平成5年11月 株式会社ファーストリテイリング社外監査役(現任) 平成13年8月 アスクル株式会社社外監査役(現任) 平成15年6月 株式会社リンク・インターナショナル(現株式会社リンク・セオリー・ジャパン)監査役(現任) 平成19年4月 中央大学 専門職大学院 国際会計研究科 特任教授 平成22年6月 当社社外監査役(現任) 平成29年12月 GROOVE X株式会社社外監査役(現任)	4,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者安本隆晴氏は、社外監査役候補者であり、選任理由は、次のとおりであります。安本隆晴氏は、公認会計士の資格を有しており、経営に関与した経験はなくとも、専門的見地から当社経営に対し監査機能を発揮していただけると判断したため、選任をお願いするものであります。
3. 安本隆晴氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
4. 当社は安本隆晴氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。社外監査役の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は安本隆晴氏の兼職先であるアスクル株式会社との間で、システム提供に関する取引がありますが僅少であり、その他の兼職先との間に取引はなく、一般株主と同氏との間で利益相反となるおそれはないと判断しております。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。

## 2. 追加記載内容

### 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(平成30年3月31日現在)

新株予約権の名称	第6回新株予約権	
発行決議日	平成24年6月1日	
新株予約権の数	400個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払い込みを要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値	新株予約権1個当たり 80,960円 (1株当たり 810円)	
権利行使期間	平成27年6月22日から平成30年6月21日まで	
行使の条件	(注1)	
役員の保有状況 (注2)	社外取締役	新株予約権の数 200個
		目的となる株式の数 20,000株
		保有者数 2名
	監査役	新株予約権の数 200個
		目的となる株式の数 20,000株
		保有者数 2名

- (注) 1. ①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員(第6回については当社の協力者も含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。  
②新株予約権の相続はこれを認めない。  
③各新株予約権の一部行使はできないものとする。  
④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
2. 取締役(社外取締役を除く)について、該当事項はありません。

新株予約権の名称	第17回新株予約権		
発行決議日	平成29年6月14日		
新株予約権の数	1,702個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 170,200株 (各株予約権1個につき100株)		
新株予約権の発行価額	新株予約権1個当たり	4,200円 (1株当たり 42円)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値	新株予約権1個当たり	73,100円 (1株当たり 731円)	
権利行使期間	平成31年7月1日から平成34年7月6日まで		
行使の条件	(注3)		
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数	1,702個
		目的となる株式の数	170,200株
		保有者数	3名

- (注)3. ①本新株予約権者は、平成30年3月期及び平成31年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益の累計額が下記(a)乃至(b)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- (a) 800百万円を超過した場合：行使可能割合:50%
- (b) 1,000百万円を超過した場合：行使可能割合:100%
- ②新株予約権者が本新株予約権を行使するには、(i)権利行使時までに2年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役または従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、(ii)権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役または従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii)の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に(i)の要件のみをもって行使することができる。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権の名称		第20回新株予約権
発行決議日		平成29年12月22日
新株予約権の数		600個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		当社普通株式 60,000株 (各株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額		新株予約権と引換えに払い込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権1個当たり 70,600円 (1株当たり 706円)
権利行使期間		平成32年12月26日から平成35年12月25日まで
行使の条件		(注4)
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 600個
		目的となる株式の数 60,000株
		保有者数 3名

(注) 4. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権を行使するには、(i) 権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、監査役、執行役員もしくは従業員（再雇用規程により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有し、かつ、(ii) 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、監査役、執行役員もしくは従業員（再雇用規程により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii) の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなつてから90日以内に(i) の要件のみをもって行使することができる。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③各新株予約権の一部行使はできないものとする。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として、当社使用人及び子会社の役員・使用人に対し交付した新株予約権の状況

新株予約権の名称		第16回新株予約権
発行決議日		平成29年4月20日
新株予約権の数		1,050個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		当社普通株式 105,000株 (各株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額		新株予約権と引換えに払い込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権1個当たり 77,400円 (1株当たり 774円)
権利行使期間		平成32年4月22日から平成35年4月21日まで
行使の条件		(注1)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 450個
		目的となる株式の数 45,000株
		交付者数 3名
	子会社の役員 及び使用人	新株予約権の数 600個
		目的となる株式の数 60,000株
		交付者数 3名

新株予約権の名称		第18回新株予約権	
発行決議日		平成29年6月22日	
新株予約権の数		700個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		当社普通株式 70,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の発行価額		新株予約権と引換えに払い込みを要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権1個当たり 76,300円 (1株当たり 763円)	
権利行使期間		平成32年6月24日から平成35年6月23日まで	
行使の条件		(注1)	
使用者等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数	350個
		目的となる株式の数	35,000株
		交付者数	24名
	子会社の役員 及び使用人	新株予約権の数	350個
		目的となる株式の数	35,000株
		交付者数	15名

- (注) 1. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権を行使するには、(i) 権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、監査役、執行役員もしくは従業員（再雇用規程により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有し、かつ、(ii) 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、監査役、執行役員もしくは従業員（再雇用規程により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii)の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなつてから90日以内に(i)の要件のみをもって行使することができる。
- ②新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。

新株予約権の名称		第17回新株予約権	
発行決議日		平成29年6月14日	
新株予約権の数		5,808個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		当社普通株式 580,800株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の発行価額		新株予約権1個当たり 4,200円 (1株当たり 42円)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権1個当たり 73,100円 (1株当たり 731円)	
権利行使期間		平成31年7月1日から平成34年7月6日まで	
行使の条件		(注2)	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数	1,188個
		目的となる株式の数	118,800株
		交付者数	22名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数	4,620個
		目的となる株式の数	462,000株
		交付者数	14名

- (注) 2. ①本新株予約権者は、平成30年3月期及び平成31年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益の累計額が下記(a)乃至(b)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- (a) 800百万円を超過した場合：行使可能割合:50%
- (b) 1,000百万円を超過した場合：行使可能割合:100%
- ②新株予約権者が本新株予約権を行使するには、(i)権利行使時までに2年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役または従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、(ii)権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役または従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii)の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に(i)の要件のみをもって行使することができる。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権の名称		第20回新株予約権
発行決議日		平成29年12月22日
新株予約権の数		850個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		当社普通株式 85,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額		新株予約権と引換えに払い込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権1個当たり 70,600円 (1株当たり 706円)
権利行使期間		平成32年12月26日から平成35年12月25日まで
行使の条件		(注3)
使用者等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 700個
		目的となる株式の数 70,000株
		交付者数 4名
	子会社の役員 及び使用人	新株予約権の数 150個
		目的となる株式の数 15,000株
		交付者数 1名

新株予約権の名称		第21回新株予約権
発行決議日		平成30年3月26日
新株予約権の数		224個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		当社普通株式 22,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額		新株予約権と引換えに払い込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権1個当たり 83,000円 (1株当たり 830円)
権利行使期間		平成33年3月27日から平成36年3月26日まで
行使の条件		(注3)
使用人等への交付状況	子会社の役員	新株予約権の数 224個
		目的となる株式の数 22,400株
		交付者数 1名

- (注)3. ①本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権を行使するには、(i)権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、(ii)権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii)の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に(i)の要件のみをもって行使することができる。
- ②新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 会社役員の状態

### ① 取締役及び監査役の状態

(平成30年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	守本正宏	FRONTEO USA, Inc. 取締役 株式会社FRONTEOヘルスケア代表取締役会長 株式会社FRONTEOコミュニケーションズ取締役
取締役副社長	池上成朝	FRONTEO USA, Inc. 代表取締役 株式会社FRONTEOヘルスケア取締役 株式会社FRONTEOコミュニケーションズ取締役
取締役	武田秀樹	株式会社FRONTEOヘルスケア取締役 株式会社FRONTEOコミュニケーションズ取締役
取締役	舟橋信	株式会社セキュリティ工学研究所取締役 一般社団法人日本画像認識協会理事 一般社団法人メディカルITセキュリティフォーラム理事
取締役	桐澤寛興	響き税理士法人代表社員 株式会社マネジメントファーム代表取締役
常勤監査役	須藤邦博	
監査役	安本隆晴	安本公認会計士事務所所長 株式会社ファーストリテイリング社外監査役 アスクル株式会社社外監査役 株式会社リンク・セオリー・ジャパン監査役 GROOVE X株式会社社外監査役
監査役	大久保圭	長島・大野・常松法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役舟橋信氏、取締役桐澤寛興氏、監査役須藤邦博氏、監査役安本隆晴氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役舟橋信氏、取締役桐澤寛興氏は、社外取締役であります。
3. 監査役須藤邦博氏、監査役安本隆晴氏及び監査役大久保圭氏は、社外監査役であります。
4. 監査役須藤邦博氏は、経理及び経営管理の知識が豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役安本隆晴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役大久保圭氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役	5名	126,540千円
監査役	3名	20,350千円
合計	8名	146,890千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月22日開催の第9回定時株主総会において年額350,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
 2. 取締役の報酬等の額のうち社外取締役2名に対する報酬額は11,100千円であります。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成19年2月6日開催の臨時株主総会において年額80,000千円以内と決議いただいております。  
 4. 監査役の報酬等の額のうち社外監査役3名に対する報酬額は20,350千円であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 の 状 況
社外取締役	舟橋 信	株式会社セキュリティ工学研究所取締役 一般社団法人日本画像認識協会理事 一般社団法人メディカルITセキュリティフォーラム理事
社外取締役	桐澤 寛興	響き税理士法人代表社員 株式会社マネジメントファーム代表取締役
社外監査役	安本 隆晴	安本公認会計士事務所所長 株式会社ファーストリテイリング社外監査役 アスクル株式会社社外監査役 株式会社リンク・セオリー・ジャパン監査役 GROOVE X株式会社社外監査役
社外監査役	大久保 圭	長島・大野・常松法律事務所パートナー

(注) 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、重要な取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（16回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 舟橋 信	18回	100%	—	—
取締役 桐澤 寛興	18回	100%	—	—
監査役 須藤 邦博	18回	100%	16回	100%
監査役 安本 隆晴	18回	100%	16回	100%
監査役 大久保 圭	18回	100%	16回	100%

- (注) 1. 取締役舟橋信氏、取締役桐澤寛興氏、監査役須藤邦博氏、監査役安本隆晴氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

- ・取締役舟橋信氏は、元警察庁技術審議官としての豊富な経験と高い見識により、当社経営に関する助言や提言を行っております。
- ・取締役桐澤寛興氏は、税理士の資格を有しており、主に専門的見地から経験と見識に基づいて適宜発言を行っております。
- ・監査役須藤邦博氏は、経理及び経営管理の知識が豊富であり、長年の経験と幅広い見識により、適宜発言を行っております。
- ・監査役安本隆晴氏は、公認会計士の資格を有しており、主に専門的見地から経験と見識に基づいて適宜発言を行っております。
- ・監査役大久保圭氏は、弁護士の資格を有しており、主に専門的見地から経験と見識に基づいて適宜発言を行っております。